

議案第121号

令和5年度松阪市松阪市民病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第 1 条 令和5年度松阪市松阪市民病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和5年度松阪市松阪市民病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

（追 加）

事 項	期 間	限 度 額
スマートフォン及びFMCサービス提供に係る契約	令和5年度～令和10年度	145,871千円
軽乗用自動車リースに係る契約	令和5年度～令和7年度	740千円
NEWTONS Mobile2システムに係る契約	令和5年度～令和6年度	21,474千円
宿日直業務に係る契約	令和5年度～令和6年度	23,865千円
病院広報誌作成業務に係る契約	令和5年度～令和6年度	3,822千円
サージカルリネン類賃貸借に係る単価契約	令和5年度～令和6年度	2,486千円

令和5年11月16日 提出

松 阪 市 長 竹 上 真 人

（病 院）

1 債務負担行為に関する補正調書

(追加)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国庫補助金	企業債	その他
スマートフォン及びFMCサービス提供に係る契約	千円 145,871		千円	R5~R10	千円 145,871		千円	千円 145,871
軽乗用自動車リースに係る契約	740			R5~R7	740			740
NEWTONS Mobile2システムに係る契約	21,474			R5~R6	21,474		21,400	74
宿日直業務に係る契約	23,865			R5~R6	23,865			23,865
病院広報誌作成業務に係る契約	3,822			R5~R6	3,822			3,822
サージカルリネン類貸借に係る単価契約	2,486			R5~R6	2,486			2,486

(病院)